



2026年6月11日

各 位

会社名 日本ロジテム株式会社
代表者 代表取締役社長 中西弘毅
(コード：9060 東証スタンダード市場)
問合せ先 取締役管理本部長 小山内雅紀
T E L 03-3433-6711

「第110回定時株主総会招集ご通知」の一部訂正に関するお知らせ

2026年6月5日に電子提供措置を開始いたしました「第110回定時株主総会招集ご通知」の添付書類である『監査役会の監査報告書』について、会計監査人の監査報告書との日付の前後関係に関して手続上の瑕疵（会計監査人の監査報告書受領日より前の日付で作成されていたこと）が判明いたしました。つきましては、手続の適法性を完全に確保するため、6月11日に監査役会を再度開催し、改めて同報告書を承認いたしました。株主の皆様には謹んでお詫びを申し上げますとともに、本ウェブサイトへの掲載をもって下記のとおり訂正させていただきます。なお、訂正後の監査報告書は別紙のとおりです。

また、郵送でお手元に届く招集ご通知につきましては、既に校了手続きが完了していたため、訂正前のものとなりますことを何卒ご了承ください。

記

1. 訂正箇所

「第110回定時株主総会招集ご通知」35頁
監査役会の監査報告 監査報告書

2. 訂正内容（訂正箇所には下線を付しております。）

監査役会の監査報告 監査報告書

【訂正前】2026年5月22日

【訂正後】2026年6月11日

3. その他

当該監査役会以前（5月21日）の時点において、すでに会計監査人から最終報告の詳細な説明を受け、その内容を十分に精査しております。したがって、監査の実質的な内容や事業報告および計算書類ならびにこれらの附属明細書、連結計算書類の内容に一切の変更はございません。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第110期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

- (1) 監査役会は、当期の監査方針、監査計画、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および営業所において業務および財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社およびその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容および当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

2026年6月11日

日本ロジテム株式会社 監査役会

常勤監査役 鈴木 泰久 ㊟
(社外監査役)

社外監査役 冬 木 正 ㊟

社外監査役 黒 河 内 明 子 ㊟

社外監査役 奈 良 平 博 史 ㊟

以 上